

第2回 総務・広報委員会の概要 (職域総合部会常設委員会)

I 日時 平成19年1月24日(水) 13:30～16:30

II 場所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員長】	大森 伸男	日本獣医師会専務理事
【副委員長】	田村 誠朗	日本獣医師会理事 (北海道獣医師会副会長)
【委員】	井上 亮一	横浜市獣医師会常務理事
	太田友三郎	静岡県獣医師会前常務理事
	栗本 卓夫	広島県獣医師会常務理事
	小松 文嗣	山形県獣医師会常務理事
	中村 滋	埼玉県獣医師会理事

IV 協議・検討事項

- 1 公益法人制度改革について (説明・協議)
- 2 地方獣医師会等との連携強化及び情報ネットワーク化の推進について (説明・協議)
- 3 獣医師賠償共済事業の改定について (説明・協議)
- 4 その他

V 会議概要

会議の冒頭、大森委員長から、本会議の協議・検討事項「公益法人制度改革について」は、昨年、新たに法律が制定され、日本獣医師会として制度改革に向けた対応をどのように図って行くかが、今後、本委員会で議論する主要なテーマになる。本日は、公益法人制度改革の全体像について説明し、委員各位からアドバイスをいただきたい。「地方獣医師会等との連携強化及び情報ネットワーク化の推進について」は、第1回委員会で議論いただき、今後の日本獣医師会、地方獣医師会の取り組みの方向性についてまとめていただいた。この1年間、本委員会の結果を踏まえて、日本獣医師会、地方獣医師会ともにそれぞれ対応させていただいたが、その対応状況の報告と今後について意見をいただきたい。「獣医師賠償共済事業の改定について」は、職域総合部会個別委員会の獣医師福祉共済事業運営委員会の中で、獣医師賠償共済事業の基本的な見直しについて種々議論を行った結果、本年4月から新しい制度に改定することになった。現在、各地方獣医師会関係獣医師に対し加入促進に向けての対応を図っているところであり、新しい事業に対し協力いただきたい旨の挨拶が行われた。

1 公益法人制度改革について（説明・協議）

(1) 大森専務理事から、資料に沿って以下の事項について説明が行われた。

- ア 事業目的別の法人の形態分類
- イ 公益法人制度改革の流れ
- ウ 公益法人制度改革の概要

(2) 上記事項の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。

ア 「公益法人の公益事業の規模は、可能な限り総支出額の2分の1以上とされている。狂犬病予防注射事業が公益事業と認められれば指導監督基準をクリアできるが、認められないとクリアするのは難しいのではないか」との質疑に対し、大森専務理事から「おそらく地方獣医師会の多くが最も懸念することであろう。現時点では、法律の骨格が示されただけで、現実の認定の運用に係る規定が明らかになるのはこれからである。また、税法上は、技術料を各獣医師に給与として支払うのであれば管理費の給与費に計上せざるを得ないのではないか。最低限、現行の公益法人指導監督基準に沿った会の運営を確保しなければ、新制度において公益認定が受けられないと考えられる」との回答がなされた。

イ 地方獣医師会によっては公益認定法人にならずに、一般法人を選択することも考えられるが、その場合には、日本獣医師会の団体会員制自体を見直さなければならない。もし、日本獣医師会の会員を公益認定された獣医師会のみとした場合、別の枠組みを作って、一部個人会員制を導入する可能性もあり得る。また、地方獣医師会を日本獣医師会の支部として個人会員を束ねる組織に位置付ける可能性もあるが、現在の団体会員制という仕組みを維持することが一番望ましい。

ウ 大森専務理事から、狂犬病予防注射事業は、①今日に至るまで各地方によって様々な方法・仕組みの中で行っている現状がある、②日本獣医師会から一般的な見解を地方獣医師会に示しても、実際に足並みを揃えるのは難しい、③来月開催される地区獣医師会連合会会長会議では、事前に地方獣医師会に関連資料を掲示し、整理していただいた上で、狂犬病予防注射事業について協議することとしている旨説明がなされた。

2 地方獣医師会等との連携強化及び情報ネットワーク化の推進について（説明・協議）

(1) 大森専務理事から資料に沿って以下の事項について説明が行われた。

ア 日本獣医師会の考え方

- (ア) 日本獣医師会の事業計画（関係部分抜粋）
- (イ) 日本獣医師会組織機構図及び日本獣医師会職域別部会の構成
- (ウ) 地方獣医師会等との連携強化及び広報対策の整備・充実について（依頼）

イ 対応状況等

(ア) 連携のための会議等の開催

- a 日本獣医師会関係
- b 地区獣医師会連合会及び地方獣医師会関係
- c その他

- (イ) 日本獣医師会から地方獣医師会・構成獣医師及び地方獣医師会から会員獣医師に対する情報の伝達
 - a I Tを利用した情報の伝達
 - b その他、各種研修会・講習会の開催及び日本獣医師会雑誌を利用した情報の伝達等
 - (ウ) 広報対策
 - a I Tを利用した広報
 - b マスコミ等を利用した広報
 - c その他、日本獣医師会雑誌を利用した広報等
- (2) 上記事項の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。
- ア 先日、地元獣医師会において、開業会員にメーリングリストの整備を行うための協力を依頼したが、現会員数 240 名弱のうちメールアドレスが把握出来たのは 60 名ほどしかいない。メールを利用しているにもかかわらず、獣医師会にメールアドレスを知られたくないと回答する者も多く、一向にリストの整備が進展しない。
 - イ 緊急な用件についてはメールで送りたいが、リストの整備ができていない状況ではメールと文書の二通りの方法で発信せざるを得ず、手間もかかり、会員の手元に用件が届くまでに時間差が生じることから大事なお知らせをメールで送ることができない。
 - ウ 自分たちがメールのやりとりをしているのにも関わらず獣医師会とのメール連絡は「面倒くさい」といった答えが多い。
 - エ 獣医師会から支部への連絡は全てメールで行い、支部から各会員への連絡もメールを利用している現実がありながら、獣医師会が直接会員にメールアドレスを聞くとは教えてくれないという現状がある。
 - オ 日本獣医師会から地方獣医師会に送られてくる通達文書等をそのまま会員に転送できれば効率的であるが、我々の獣医師会では、パソコンさえ持っていない会員がたくさんいるので、現実問題なかなか思うとおりにはない。
 - カ 各地方獣医師会でメーリングリストの整備が進まず、I Tを利用した情報交換が困難である状況は理解できるが、利便性の面からも経費の面からもI Tの推進は重要であり、今後も努力を継続すべきである。

3 獣医師賠償共済事業の改定について（説明・協議）

- (1) 大森専務理事から資料に沿って以下の事項について説明が行われた。
 - ア 改定の事情及び目的
 - イ 改定の要点及び内容
 - ウ 加入促進及び広報活動
- (2) 上記事項の説明に対し、大要次のような質疑・意見等があった。
 - ア 地元獣医師会では、狂犬病予防注射時期に合わせて独自に保険会社と補償契約を結んでいるが、その契約の中には、狂犬病予防注射会場で集めた料金を保健所職員が一度職場に運んだ後、金融機関に預ける形となるが、その途中に盗難等にあった場合の補償についても組み込まれているので、行政の職員が安心感を持つことがで

きる。今後は、新しい狂犬病予防注射事業賠償契約の中で、こういったケースもカバーできればいいのではないか。しかしながら、実際に保険を利用した事例がほとんどなく、事故が起こったとしても、幸い話し合いの段階で解決しているのが現状である。

イ 集合注射会場で注射をしたために事故が発生し、その後治療が必要になった場合、その治療費は誰が払うのかという問題があるが、通常、狂犬病予防注射料金の算定基礎には事故対策費も含んでいるので、事故が起こった時のために予算を計上していれば、後日、治療費の請求があっても誰が支払うのかという問題にはならない。

ウ 地元の獣医師会では、狂犬病予防注射後の治療費について狂犬病事業会計に計上している。事故があった場合には、事故規程に沿って獣医師会から治療費を支払っている。日本獣医師会の新しい保険に加入すれば、多額の請求が来た場合でも、日本獣医師会の保険に本県獣医師会から支払う治療費を上乗せして支払うことができる。

エ 我々の獣医師会では、今まで積み立てた事故対策費があるが、実際、事故が起こった年に支出された金額は年間10万円程度で、事故が起こらない年もある。今回、新たな狂犬病予防注射事業に限定した保険が新設されたが、一人540円の保険料を会員の数で乗じて収めると、逆に高額な出費となるので獣医師会として加入するのは難しい。

オ 従来は、事故が起こった場合でも気が引けて所属獣医師会に報告することができなかつたようなケースも考えられるが、新たな保険が新設されたことで気軽に事故の報告ができるようになり、今まで出てこなかつた事故報告がかなり表面化することが予想される。

カ 今まで、地方獣医師会で一括加入をしているにもかかわらず、個人でも同じ契約内容で二重に加入している会員がいた。事故が起こった場合は、どちらか一方の契約で保険金が支払われることになるので、もう一方が無駄になる。今度の保険ではこのようなことが起こらないようにしてほしい。また、従来の一括加入では、獣医師会で一律の保険料を負担することができたが、新しい保険は、形態や加入タイプが各先生によって違うことから、どのような形で負担したら良いかわからない。参考になる方法があれば教えてほしい。

キ 実際に事故を起こした場合の、申請先、申請方法等について、わかりやすく整理してほしい。

ク 狂犬病予防注射によって死亡事故が起きた場合、原因調査のために解剖を依頼する第三者機関が関東周辺にない。日本獣医師会から大学病院等に働きかけを行ってほしい。

ケ 「審議会で補償金額を決定する場合、その事例によってこのくらいの額であるといったような指標的なものはあるのか」との質疑に対し、大森専務理事から「指標的なものはない。審議会において専門家が協議し判断して補償額を決めることになる。」旨の回答がされた。

VI まとめ

大森専務理事から、獣医師賠償共済事業に関しては、保険金の請求手続き等については、今後、保険会社においてわかりやすい資料を整備させ、示したい。なお、内容について改善の必要があれば今後も考えていきたいので、ご理解、ご協力をお願いしたい。

今後は、本委員会では公益法人制度改革を主に協議していきたい。委員各位においても取り上げてほしい事項があったら知らせてほしい旨の挨拶が行われた。